平成２８年（フ）第３４０号
愛知県高浜市論地町２丁目２番地289
債務者　宮武　基樹
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　芳朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月21日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第６１号
宮城県東松島市小野字町裏127番地
債務者　手代木淳一郎
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金澤　孝司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第２５６１号
神奈川県小田原市入生田36番地
債務者　田神　知奈
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関本　和臣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５０７０号
大阪府枚方市山之上北町35番５号
債務者　小山　友子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本佐智代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８７３号
埼玉県加須市東栄１丁目１番３号　東栄マンション202
債務者　長澤　純一
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本　　誉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４０号
三重県松阪市桜町13番地７、前住所三重県松阪市川井町579番地４
債務者　小出　和弘
1　決定年月日時　平成28年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森下　英俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月16日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第３５６号
宮崎県西都市白馬町15番地
債務者　富山　裕司
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橘　　潤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３７０号
宮崎市大字鏡洲2394番地２
債務者　野本由美子
1　決定年月日時　平成28年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　真穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第９０号
岐阜市菅生１丁目２番９―103号(アムール)、申立時の住所岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬1793番地15
債務者　香田　美和
1　決定年月日時　平成28年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　貴士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第１５９３号
名古屋市天白区天白町大字野並字笹原1533番地の56
債務者　土川　賢一
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　達志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第５４号
宮城県石巻市蛇田字金津町25番地２、前住所宮城県石巻市蛇田字下谷地５番地９
債務者　佐々木恵子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第２３６号
香川県高松市栗林町２丁目18番18―201号　フロンティア栗林
債務者　木村　壽男
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２４２号
香川県高松市中野町19番21号　コーポ中野205号
債務者　末澤　一茂
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５６号
福岡県大牟田市新地町14番地７　大牟田市営新地東ひまわり住宅601号
債務者　川西　直美（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成28年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第２７１号
北海道旭川市春光台２条１丁目１番10号　住宅型有料老人ホーム皐
債務者　石岡　福子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３３４号
山梨県甲斐市富竹新田388番地２　レジデンス52　106号
債務者　杉本　千代
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１９号
香川県綾歌郡宇多津町258番地５（ヘイゼルハイツＢ―205）
債務者　森田　修成
1　決定年月日時　平成28年12月14日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
高松地方裁判所丸亀支部